

## 保存版

保護者様

京都市立京都御池中学校

校長 山口 基之

## 台風等、地震、特別警報、避難勧告等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、下記の措置をとります。テレビ、ラジオ、インターネット等の報道に注意してください。

### 台風等

#### 1 登校前に「京都市」に「暴風警報」が発令された場合（報道では「京都府南部」または「京都、亀岡」）

（1）上記警報が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。

（2）上記警報が解除された場合は、以下の措置をとります。

警報の状況	措置
午前7時までに解除になった	平常授業 8:25より始業（予鈴8:20）
午前9時までに解除になった	3校時 10:45より始業（予鈴10:35）
午前11時までに解除になった	5校時 13:20より始業（予鈴13:15）
午前11時現在「警報発令中」	臨時休業

#### 2 在校中に「暴風警報」が発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

### 地震

#### 1 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合

（1）原則として、下記の通り臨時休業とします。

- ・下校後、深夜0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業とします。
- ・深夜0時以降、登校時までに発生した場合は、当日を臨時休業とします。
- ・休業日（土、日、祝日等）や休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。（安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページにその旨を掲載します。）

（2）臨時休業とした場合、登校再開日は学校及び近隣の被災状況を確認したうえで、改めて学校から連絡します。

#### 2 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

生徒は学校待機としますので、保護者引取をお願いします。4月に生徒個人カードに記入していただいた引渡し可能な方（保護者または緊急時引取人）と連絡がとれるまで学校待機を継続します。

## 特別警報

### 1 下校後、翌日登校前までに特別警報が発令された場合

(1) 原則として、下記の通り臨時休業とします。

- ・深夜0時までに特別警報が解除された場合は、翌日5校時より始業とします。(翌日の4校時までは臨時休業です。)
- ・深夜0時以降も特別警報継続の場合、また登校前に特別警報が発令された場合は、臨時休業とします。

(2) 臨時休業とした場合、登校再開日は学校及び近隣の被災状況を確認したうえで、改めて学校から連絡します。

### 2 在学中に特別警報が発令された場合

下校中の安全が確認できるまで、学校待機とします。安全が確認できればその時点で下校としますが、安全確認ができない場合は、保護者と連絡がとれるまで学校待機を継続します。

## 水災害（河川の氾濫など）、土砂災害の避難勧告等

※避難勧告とは、「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」のいずれかが発令された場合とします。

「避難準備、高齢者等避難開始」は含みません。

避難勧告等は学区ごとに発令されるのですが、京都御池中学校区内のいずれか一つの学区に発令された場合、暴風警報の基準に準じた措置をとります。

(梅屋、春日、城巽、生祥、龍池、竹間、銅駄、日彰、初音、富有、本能、明倫、立誠、柳池 各学区)

◇「特別警報」発令の場合、暴風警報のみでなく全ての警報種別で上記の措置をとります。ご注意ください。

◇休日での発令の場合も、部活動を含めた全ての教育活動を停止します。

◇ホームページでも上記の内容について確認いただけます。ご活用ください。

京都御池中学校ホームページアドレス

<http://cms.edu.city.kyoto.jp/weblog/index.php?id=201209>